

奈良県広域水道企業団水道事業等審議会規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第5号

奈良県広域水道企業団水道事業等審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例（令和7年2月条例第13号）第2条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団水道事業等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他企業長が適当と認める者のうちから、企業長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。